

区報平成30年2月21日号掲載

消費者相談室から



「絶対儲かる」という ネット広告にご注意を！

主にインターネットを通じて売買される、金もうけの方法などの情報を「情報商材」と言います。この情報商材を巡るトラブルが多発していますので、注意してください。

■事 例

- (1) インターネットの動画で「1年後に1億円確約」と何度も表示され、仮想通貨で儲かった人の体験談があった。10万円を払い会員になったが、得たものは仮想通貨のマニュアルだった。返金保証があったが返金してもらえない。
- (2) 副業サイトで「1ヶ月100万円稼げる無料モニター募集」を見て登録したが、実際には参加費が必要だった。今から10分間受け付けると画面に出たので急いで申込み、20万円をクレジット決済したが、届いたのは競馬の必勝法だった。解約したいが事業者と連絡がつかない。更に、高額商品の勧誘メールまで届いた。

■問 題 点

- ▼ どのような情報か知らせずに、高額を支払わせる。
- ▼ 誰でも簡単に大金を稼げるとの広告で勧誘する。
- ▼ 限定・先着・残り〇〇人などと購入をあおる。
- ▼ 返金保証と書かれていても、簡単には返金に応じない。
- ▼ 次々に高額商品を勧誘する。
- ▼ 事業者と連絡がつかないことがある。

* * * * *

■アドバイス

- 簡単に大金を稼げる「おいしい話」はありません。「必ず」「確実に」などの言葉は信用しないでください。
- 成功例や体験談をうのみにしないでください。
- 返金保証と記載があっても、返金されるとは限りません。
- 解決には困難を要します。事業者の連絡先を必ず確認し、契約は慎重にしましょう。